

| 会 議 記 録 | | | |
|------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 会 議 の 名 称 | 環境厚生常任委員会 | 会議場所 第3委員会室 | |
| | | 担当職員 山末 | |
| 日 時 | 平成29年7月14日(水曜日) | 開 議 | 午後 1 時 30 分 |
| | | 閉 議 | 午後 2 時 47 分 |
| 出席委員 | ◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 菱田 小島 馬場 | | |
| 理事者 出席者 | | | |
| 事務局 | 片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末 | | |
| 傍聴者 | 市民 1名 | 報道関係者 0名 | 議員0名 |

会 議 の 概 要

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの貧困について

<小川委員長>

7月13日に子どもの貧困に関する提言を市長に手渡した。今後、深めたい内容について意見をいただきたい。提言を出すだけではなく、子ども食堂など、さまざまな所に行ければと考えている。

<平本委員>

子ども食堂は、個人的に行っている委員もいると思うが、機会があれば視察に行きたい。

<酒井委員>

視察に行くのであれば、何を見に行くのかを明確にしてからでなければならないという事は近くても同じである。また、提言を渡したが、それがどのように反映されたのかを確認しておかなければならない。報告していただく時期を決めておき、あらかじめ伝えておくことが大事だと思う。次年度に向けた考え方を12月定例会までに聞いてはどうか。

<小川委員長>

提言に対することも聞かなければならないと考える。他に意見はあるか。

<齊藤委員>

子ども食堂については、現状を見る、現場を把握する、という目的でよいと思う。

<酒井委員>

どのような視点で見ると、共通で認識を持った上で行かなければならない。

<齊藤委員>

子ども達がどのような行動をしているのかを見たり、活動されている方に話を聞くなどして現場を知ることが大事である。

<富谷副委員長>

ミルキーウェイに行ったが、そこでも子ども食堂をされている。また、子ども食堂だ

けでなく、さまざまな貧困対策事業をされている。携わっている方の話を聞くことが大事だと思う。課題を知ることによって行政につなげることが目的である。

<酒井委員>

課題を知るといふ目的が出された。目的を明確化することが重要である。子ども食堂は貧困対策として実施されていることが前提なのか。

<小川委員長>

子ども食堂は、貧困対策よりも子どもの居場所として運営されていると思う。これは貧困対策にもつながると考える。委員会で現場の取り組みや課題などを肌で感じられればと思う。反対の意見はあるか。

<齊藤委員>

適切に運営されているのかを見ることも視察の目的の1つであると思う。

<酒井委員>

目的がはっきりしていればよいと思う。適切に運営されているのかを見るという目的が出された。公金がどれくらい入っているのか、また、これまでの活動の報告をまとめたものがあれば事前に見ておきたい。視察を行い、委員会としてどのような活動につなげていくかという見通しを立てておければと思う。

<馬場委員>

視察に賛成である。栄養士や社会福祉士など、どのような人員で臨んでいるのか、事前に資料を集めていただければ現場に行く際に参考になる。

<小島委員>

現場で生の姿を見ることも大事だと思う。子ども食堂とは何か、ボランティア要素だけでやっているのか、公金が入っているのかなどを事前に知った上で行きたい。

<小川委員長>

どのような形で運営されているのか、運営に関しての現状、人員などを事前に調査してから行きたい。事前に委員会に資料が出せるのか。

<議事調査係長>

可能な範囲で調査し、示したい。

<小川委員長>

現地視察については、調査内容をご覧いただき、場所や日程などは次回の委員会で決定したい。

<酒井委員>

子ども食堂にはいろいろな性格がある。亀岡市内の状況だけではなく、子ども食堂がどのような形で展開され、どのような役割を求められているのかなど、事前に共通認識を持っておきたい。資料を出していただいた時点でどこに行くのか、本当に視察に行く必要があるのかを決めるのがよい。

<小川委員長>

資料を出していただき、その中で抽出していくこととしてよいか。

<了>

<小川委員長>

もう1点、提言に関して、理事者の考え方を確認してはという意見があったがどうか。

<平本委員>

市長から全庁で取り組むという発言があったことは聞いているが、それは市長の思いであり、所管部署が提言を受けてどのように進めるのか、方向性を聞いておく必要があると思う。

<小島委員>

今回の提言が次年度予算にどれだけ反映されるのかということであれば、12月までが期限となるのか。

<酒井委員>

計画策定や基礎調査、全庁横断的な連携など、提言した内容をきちんと実施していく考えがあるのかというところまで分かっているならば、細かな事業については決まっていなくても報告いただけるのではないかと。12月までをお願いしたい。

<富谷副委員長>

市長に提言を提出した際に、計画を立てるのは簡単だが、実態調査が大切であり、実態調査をした上でなければ計画策定ができないので、まずは実態調査を実施できるように考えてみるとおっしゃった。

<酒井委員>

実態調査が後追いでもよいという話は視察先で詳しく聞いた。市長はそうおっしゃったのかもしれないが、担当課としてどのように考えているかを聞くのがよいと思う。実態調査は改めてアンケートを取ることではなく、各関係部署が持っているデータを基に事務的に効果を見ていく指標とするということであり、実態調査ができないから計画が立てられないということにはならない。意見交換を行い、前に進めていけるような形にできればと考える。12月でよいのではないかと。

<富谷副委員長>

実態調査について、持っているデータをとということも市長に伝えたが、それだけでは事足りないため、現状把握にもう少し時間を費やしたいとおっしゃっていた。

<酒井委員>

12月に聞くのが早いということか。

<菱田委員>

担当部署は、市長からこのような提言があったということを示されて動くにしても、やはり議会の考え方も聞きたいと思う。こちらから持ちかけるわけではないが、議会がどのように感じているのか、また、担当部署として感じているところなどについて、意見交換をしながら進めていくべきだと思う。12月という話があるが、10月、11月の月例常任委員会もある。議会も提言した以上サポートしていくべきである。

<小川委員長>

執行部との意見交換を11月までに行うこととしてよいか。

<平本委員>

11月が妥当なのかはわからないが、意見を聴くことは必要である。菱田議員がおっしゃったように所管部署と議会で情報共有し、共通認識が持てればと思う。

<小川委員長>

子どもの貧困については、子ども食堂の資料を準備すること、また、提言を踏まえて執行部と意見交換の場を持つという方向性でよいか。

<了>

<小川委員長>

今後の取り組みについて、他に意見があれば。

<平本委員>

提言の中に全庁横断的という内容があった。答弁もいただいたが、一番気になることは、教育委員会が所管をまたぐということである。総務文教常任委員会との調整をどうするのか、教育委員会を含めて学校の現場とどのような形で情報共有していくのか。

<小川委員長>

当委員会所管分では意見交換などにより、話を聞くことができるが、教育委員会は総

務文教常任委員会の所管になる。

<酒井委員>

以前、総務文教常任委員長と調整するという話があったと思うが、話はしているのか。

<小川委員長>

正式にはしていない。

<酒井委員>

所管をまたぐ部分もあるが、子どもの権利や子どもの貧困をテーマとして活動しているので、そういったところも扱うということをお伝えする程度でよいのではないか。

<小川委員長>

教育委員会のデータ出してもらおうとなれば所管をまたぐことになるが、それでもよいのか分からない。

<酒井委員>

視察先で所管について確認したが、小山市では、子どもの貧困がテーマの時には教育委員会が同席する場合もあるということであり、足立区では、特別委員会を設置されていたり、所管部署が決まっていたりしたので混乱がなかった。どのような形でもよいので、所管の問題が調査の妨げにならないように調整していただきたい。

<議事調査係長>

委員会で取り扱う内容は、亀岡市議会委員会条例で定めたとおり、それぞれの所管の事務を調査いただくことが大前提である。子どもの貧困に関する観点で、健康福祉部に対して、教育委員会との連携はどうなっているのかということ进行调查することは可能である。教育委員会の所管部署を委員会に招致する場合は調整が必要である。

<馬場委員>

子どもの貧困で知りたいことは、教育現場の実態がどうなっているのか、例えば、学校に弁当を持ってこなければならないのに、持ってこられないという実態があるとか先生がお金を持たせて買いに行かせるということをよく聞くが、それに対して健康福祉部とどのように連携を取り合って全庁横断的に連携されているのかを知りたい。学校給食法の角度からは総務文教常任委員会が取り扱うと思うので、そのあたりは所管ではなくなるという感じはする。

<酒井委員>

所管をまたいで健康福祉部を通じて調査をすることが可能であり、総務文教常任委員会の所管部署を呼びたい場合は調整していただくということであれば何も問題はない。

<議事調査係長>

調整の結果がどうなるかは現時点では分からないということをお申し述べる。

<小川委員長>

子どもの貧困対策について、教育現場の声も聴きたいということもある。執行部との意見交換で連携ができているのかを確認し、答弁によっては学校現場のことについても調査したい。

<酒井委員>

貧困は子どもの権利を侵害するものの1つである。貧困に注目が集まっているが、根本にある子どもの権利について扱っていければと思う。子ども食堂も貧困に限ったことではなく、貧困というカテゴリに分類する必要もない。子どもの貧困の具体的な対策については執行部に提言しているので、その経過も見ていかなければならないが、同時に根本にある子どもの権利も念頭において調査を進めたい。

<平本委員>

子どもの貧困だけに限らず、子どもの権利について、無限に時間があるわけではないので並行してやっていければよいと思う。

<小川委員長>

執行部との意見交換や現地調査を行いながら、子どもの権利、未来を担う子どもたちについての取り組みを並行して進めていきたい。

3 その他

<小川委員長>

環境基本条例について、6月20日の委員会で、現在進められている事業について、環境アセスメントの実施および報告を求めないこととしたので、念のため確認いただきたい。

<酒井委員>

この話は終わりなのか。もう少し考えた方がよいと思う。環境アセスメントをしなくてもよいという方の意見が、行政任せではなく民間ががんばっているから、ということや、事業を進めることが望まれている、ということだったと思う。それは環境アセスメントをさせなくてもよいということにはならない。市民は局地的な豪雨などの異常気象で心配されている。環境アセスメントは事業に対して否定的なことではない。積極的な観点から環境アセスメントをすることが大事だと思う。市長は雨水貯留施設の補助金があると言っていたが、亀岡市の補助金を使ってするのではなく、事業者にさせていただくためにも環境アセスメントは必要である、環境アセスメントをさせないのであればどうするのかを明確にしていきたい。

<馬場委員>

環境基本条例の前文で「良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利である」とうたっている。全国の条例を見ると、根源的には憲法13条の幸福追求権と25条の生存権の角度から環境基本権が確立していると言われている。その角度から言えば、環境アセスメントをすることは当たり前の話なので、環境基本条例を制定している本市として、そのままにしておいてよいのかということは聞けるのではないかな。

<酒井委員>

環境基本条例は理念条例であるためしない、という説明を受けてこのままにしておくのはよくない。具体的な事業を外したいのであれば、今後、全体的なことを考えていった時に、実施できるようなルールをつくっておくべきではないか。

<齊藤委員>

理念条例と言われたのでそのままよいと思う。

<酒井委員>

どういう意味か。ならば廃止してはどうか。委員会できちんと議論することが大事だと思う。

<小川委員長>

環境基本条例が理念条例であるということは各委員も理解されていると思う。委員会としての今後の取り扱いについて意見をいただきたい。

<齊藤委員>

このままでよい。

<酒井委員>

理念条例だからこのままでよいということであれば、なくてもよいということか。

ならば第11条だけでも削除してはどうか。環境アセスメントをさせることとすると書いてあるにもかかわらず、そのままにしていたということになり、後から問題になったらどうするのか。理念条例として決めてある以上、実施できるルールをつくっていくのが本来である。市民は気象状況を見て心配している。説明できる理由をつけてこのままでよいと言ってほしい。

<齊藤委員>

環境には様々な見方がある。どのように取り組んでいくかということになると泥沼に入っていく。

<馬場委員>

第11条で「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業」と規定している。騒音や振動など、環境に関わるもので、普通は市がこの条例を適用するために、内規や規則のような形でこれの具体化をする。それがいいのかどうか、なければつくるものつもりがあるのか、ということ問い合わせてほしいと思う。

<酒井委員>

そういうものはないという回答だった。ないと言われてそのままにするのは委員会としてどうなのか。それほど難しい話ではないので、つくればどうかということ委員会として言ってはどうか。今後のことを考えれば放置してはいけない。

<齊藤委員>

環境については、産業廃棄物や土砂などの方が大事だと思っている。ただし、各地域でされている土盛りなどは京都府の権限であり、府の条例を変えていかなければこちらも動けない。

<酒井委員>

市の条例なので市のルールを決めればよい。今話しているのは開発についての環境アセスメントをすればどうかということである。

<齊藤委員>

小規模開発まで全部やっていくということか。小規模開発も全て関わるようにしていかなければ環境はよくなる。

<酒井委員>

一定規模以上の開発をされる場合など、どのような時に環境アセスメントをさせるのかということについてはルールを決めていけばよい。細かい開発まで規制をかけていこうと、産業廃棄物や土盛りなどは京都府がやっていることであり手出しができないということは、何の根拠に基づいて言われているのか。それを確認した上で本当にこのままでよいのかを考えていった方がよい。京都府はスタジアムを建設する。さまざまな心配がされている中で、区画整理事業の問題だと言われているのであれば、亀岡市の条例できちんと環境アセスメントをさせていかなければならないと思う。

<齊藤委員>

環境というのであれば、大規模開発や小規模開発に関係なくやっていかなければならない。区画整理事業は全て規制の中でやっているが、小規模開発はのべつ幕なくやっていく。その方が虫食いで環境の悪化になる。それに目を向けず大きなところからするのはどうかと思う。

<酒井委員>

小規模開発も見えていけるかどうかを検討すればよい。しかし、小規模開発が問題であり、きりがなから大規模も見えないという話にはならない。

<齊藤委員>

覚悟を決めなければならないということである。

<酒井委員>

覚悟を決めてするのか、それとも、大きな開発にも環境アセスメントをさせることなく理念条例だけ制定しておいてそのまま進めるのかどうか、意見をいただきたい。前は多数決で決められたが、しないと決めるのであればしない理由がわからなければならない。

<馬場委員>

7月10日にスタジアムの市民説明会があり、220名の方が出席された。その席上でも、京都府はみずから環境について決めているが、それを守っていないということに平然と言われていると感じた。京都スタジアム（仮称）検討特別委員会の所管になるが、篠町の高水敷の掘削土の量がまた2万立方メートル増えて36万立方メートルになった。議会が知らない間に増えている。特別委員会の所管なので、当委員会としては口出ししてこなかったが、そういう意味での環境問題で言えば目を大きく開かなければならないと思う。

<小川委員長>

説明会に対しての意見をいただいたが、それは京都スタジアム（仮称）検討特別委員会で扱っているため別のものとして考えていただきたい。当委員会所管分について意見をいただきたい。

<菱田委員>

前回の委員会で自分の考え方は説明した。条例に基づいてどのようなことをしているかという環境市民部からの資料があった。基本条例の役割は概ね果たしているところだと思うが、もう少し掘り下げて聞いてもよいと思う。また、齊藤委員の意見に関連するが、住宅地の水路が溢れるということがある。大雨の時に水路が溢れ、市に問い合わせると、農業用水路だと言われるが、実際は周辺が小規模開発などで埋め立てられ、目的は農業用水路だが雨水排水の役割をしているという所がある。大規模開発ではそのようなことは起きないが、小規模開発の連続の中でこのようなことが起こる。それらを踏まえてどのようにしていくかということも、市民にとっての課題である。

<平本委員>

私も前回答えたことが全てである。現状のままで支障があるのかどうかもわからない。聞く機会があってもよいと思う。たちまちどうなのかということは判断しかねる。

<小島委員>

地域的なことと言うと曾我部町では土砂や残土の関係が過去から発生しており、菱田議員からもあったように都市型の排水路の関係や雨水排水も環境問題である。担当所管に聞くのもよいと思う。環境基本条例の必要性は感じるが、奥が深いところもあると思う。

<富谷副委員長>

環境基本条例は亀岡市の方向性や基本姿勢を示すものであり、なくてはならないものである。現在は府の条例で環境アセスメントをいただいている。亀岡市も条例はないが、環境アセスメントをするという答弁で事足りているのでは。

<酒井委員>

小規模開発の方が大事だということがわからない。小規模開発による環境への影響も大事というならわかるが、小規模開発の方が大事だから大規模開発はしないという理由にはならない。また、亀岡市内の開発について、府の条例で環境アセスメン

トをされているというのは本当なのか。

<富谷副委員長>

京都府の条例の中で環境アセスメントをされている。しかし、亀岡駅北土地地区画整理事業は50ヘクタール未満であり、条例の範囲外であるためされていない。

<酒井委員>

環境基本条例に具体的なことが書いてあるにもかかわらずそのままにしている。それでも必要だという理由がわからない。第11条に書いてあるアセスメントをする必要がないというのであれば、本当に削除してはどうか。そのままにしておくのはよくない。どちらかにしてはどうか。

<小川委員長>

このままにしておくのか、一度理事者から考え方を再度聞くのか、確認したい。

<馬場委員>

第11条を削除すればよいというのは極論だと思うが、環境影響評価に係る措置を規定しているので、その充実を図る必要があると考える。委員会としても、どのような時にこれを適用しようとしているのかを確認しておく必要がある。開発において、農業用水路と各家庭の排水路がぶつかることはよくある問題であり、農繁期になると水量が増え、家庭の排水をのまなくなり溢れることがある。人中心の環境基本条例の考え方とハード面での考え方をしっかり見ていく必要がある。

<平本委員>

極論の話をされているが、理念条例であり、現状支障があるかわからないので、聞く機会があってもよいと思う。

<小川委員長>

委員会として執行部に聞くことについてどう思うか。

<酒井委員>

聞けばよい。

<小島委員>

聞く機会を持てばよいと思う。

<菱田委員>

必要があれば聞けばよい。理念条例だが、ごみ処理基本計画については第4条に基づいてやっているなど、絵に描いた餅ではない。全体を通してどのような役割をしているのかを聞けばよいと思う。

<齊藤委員>

皆賛成のようなのでそれでよい。

<小川委員長>

環境基本条例について、全体を通して執行部にお聞きしたい。次回の日程は8月23日（水）午前10時からとする。

散会 ～14:47